

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月30日
【会社名】	ラオックス株式会社
【英訳名】	Laox CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 羅 怡文
【本店の所在の場所】	東京都港区芝二丁目7番17号
【電話番号】	(03)6852-8880
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート統括本部長 若林孝太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝二丁目7番17号
【電話番号】	(03)6852-8881
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート統括本部長 若林孝太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2020年3月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、2019年12月31日現在の資本金の額26,850,868,015円を3,850,868,015円減少して23,000,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本金の額の減少の効力発生日

2020年6月1日を予定しております。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、2019年12月31日現在の資本準備金の額23,123,930,810円を3,834,258,024円減少して19,289,672,786円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2020年6月1日を予定しております。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金より振り替えたその他資本剰余金の合計額7,685,126,039円全額を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の填補に充当するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 7,685,126,039円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 7,685,126,039円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、羅怡文、張康陽、矢野輝治、龔震宇、陳艷、祝青、任学進、阿久津康弘、徐⁸⁴₈₃⁸⁴₈₃を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、山岸洋一を選任するものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、監査法人アヴァンティアを選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 資本金及び資本準備 金の額の減少並びに 剰余金の処分の件	726,769	3,059	0	(注) 1	可決 99.5%
第2号議案 取締役9名選任の件					
羅 怡文	710,626	19,194	0	(注) 2	可決 97.3%
張 康陽	718,223	11,597	0		可決 98.4%
矢野 輝治	718,489	11,331	0		可決 98.4%
龔 震宇	718,275	11,545	0		可決 98.4%
陳 艷	718,258	11,562	0		可決 98.4%
祝 青	718,253	11,567	0		可決 98.4%
任 学進	718,253	11,567	0		可決 98.4%
阿久津 康弘	718,264	11,556	0		可決 98.4%
徐 8484 0303	718,273	11,547	0		可決 98.4%
第3号議案 監査役1名選任の件					
山岸 洋一	726,909	2,937	0	(注) 2	可決 99.6%
第4号議案 会計監査人選任の件	714,621	15,199	0	(注) 1	可決 97.9%

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席株主のうち議案に対する意思表示の確認ができた株主分を加算したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会の当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権309個は加算しておりません。